

都城市みんなでまちを美しくする条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都城市みんなでまちを美しくする条例（令和 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美化等重点推進区域の告示)

第2条 条例第8条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 美化等重点推進区域の名称
- (2) 美化等重点推進区域を指定し、解除し、又は変更する範囲
- (3) 美化等重点推進区域の区分（ポイ捨て禁止区域、路上喫煙等禁止区域又はその両方の別）
- (4) 美化等重点推進区域を指定し、解除し、又は変更する期日

(身分証明証)

第3条 条例第12条の規定による命令及び条例第14条の規定による過料に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、身分証明証（様式第1号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(命令書)

第4条 条例第12条の規定による命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 条例第14条の規定による過料の処分をしようとする場合は、あらかじめ、告知・弁明書（様式第3号）により告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

(過料)

第6条 条例第14条の規定により過料に処するときは、過料処分決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条まで及び様式第1号から様式第4号までの規定は、条例第12条及び第14条の規定の施行の

日から施行する。